

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この入札は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和7年9月12日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

水産修第1号 水産試験船よしゅう定期検査受検に係る修繕業務 一式

(2) 仕様等

仕様書等による。

(3) 工期

令和7年10月23日（水）から令和7年10月24日（金）までの期間で上架し、
上架日を含む40日間以内に修繕を行う。

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額
を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て
るものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に
係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分
の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入
札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求め
る書類を3（1）に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で
あること。

(2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期
間中でない者であること。

(3) 次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

ア 造船法若しくは小型船造船業法の規定により、国土交通大臣の登録を受け、当
該船舶を修繕するために必要な船渠又は船台を愛媛県農林水産研究所水産研究セ
ンターから自動車により、陸路（フェリーによる海路を含む。）を用いておおむ
ね2時間30分以内に移動できる場所に保有又は確保できる者であること。

イ 当該修繕期間中、小型船造船業法並びに小型船造船業法施行規則に基づく直接
的かつ恒常的な雇用関係にある主任技術者の資格を有する者を配置できる者であ
ること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県農林水産部水産局水産課資源管理係
〒 790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話番号089-941-2111（代表）089-912-2618（直通）
- (2) 入札書の受領期限
開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は令和7年10月21日（火）午前12時までに（1）に掲げる場所に郵送等（書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。
- (3) 入札説明書の交付方法
入札説明書は、公告日から令和7年10月10日（金）までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ（入札情報内の本件記事）から入手すること。
ただし、これにより難い者は次により直接交付する。
ア 交付期間及び交付時間
公告日から令和7年10月10日（金）までの日（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
イ 交付場所
（1）に同じ。
- (4) 開札の日時及び場所
令和7年10月22日（水）午前11時00分
愛媛県庁第一別館8階農林水産部会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
本件入札に参加を希望する者は、事前に、入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。
なお、当該申請書の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
ア 受領期限
令和7年10月10日（金）午後5時までに、3（1）に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。
イ 郵送等による取扱い
郵送等により提出する場合は、令和7年10月10日（金）午後5時までに、3（1）に掲げる場所に必着のこと。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を実施できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be rendered:

Ship (Yoshu) Periodical Inspection and repair services 1set

(2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 22 October 2025

(Time limit of tender by registered mail:12:00 a.m. 21 October 2025)

(3) For further information, please contact:Resources Management Section,

Fisheries Promotion Division, Fisheries Subdepartment,

Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Ehime Prefectural Government,

4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan

Tel: 089-912-2618